

2013年7月5日

平成24年度監事監査報告

監事 鈴木 実
監事 市村 泰男

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、機構と略）は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、第三期中期計画（平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間）の第2年目にあたる平成24年度業務を実施した。監事は、機構の平成24年度の業務に関して、以下に述べる監査の方法および監査の重点をもって監査を実施した。

監査結果として、機構では法令等に則った適正かつ効率的、効果的な業務運営が行われていると判断する。

1. 監査の方法

機構の監事監査規程などに定めるところに従い、役員会その他主要会議へ出席すると共に、定期監査等において機構の各部等から業務の実施状況を聴取し、必要な文書・資料の提出・閲覧を求めた他、海外事務所や国内事務所への実地監査を行い詳細な検討を行った。また、独立行政法人通則法第38条第2項に規定する財務諸表及び決算報告書については、機構から必要な説明を聴取するとともに、会計監査人から監査報告の説明を受けるなどして検討を加えた。

2. 監査の重点

（1）法令の順守状況

各種業務は、関係諸法令及び内部規程に従って適正に実施されているか。

（2）中期計画及び年度計画

第三期中期計画や平成24年度計画に基づき作成された部門ごとの計画と目標は、適切かつ健全に設定されているか、また各種業務は適正に実施され、目標を達成しているか。

（3）各種指摘事項への対応

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月）」などの閣議決定等により指摘された諸事項への対応が図られているか。

（4）業務運営の効率化と事務の能率化

各種事業・事務の効率化・能率化が図られているか。

（5）財務の健全性

財務諸表、事業報告書及び決算報告書は適正に作成され、財務の健全性は

確保されているか。

3. 監査の結果

(1) 平成24年度決算

平成24年度の収入(経常収益)は総額288億8,900万円であった。このうち運営費交付金が206億6,700万円で、収入総額の71.5%を占めている。補助金等収益は29億8,300万円(同10.3%)であった。受託収入は17億6,200万円(同6.1%)でそのうち、15億6,900万円が国からの受託であり、残りの1億9,200万円が民間等からの受託であった。また業務収入は28億6,100万円(同9.9%)であった。

一方、支出(経常費用)は総額284億8,900万円であった。内訳は業務費が269億2,000万円(支出総額の94.5%)、一般管理費が15億5,800万円(同5.5%)であった。

会計監査人からは、機構が提出した貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書等を監査の結果、無限定適正意見の報告がなされており、監事としても同意見である。

(2) 経費の節約

業務運営の効率化については、24年度の一般管理費及び業務経費の合計は、給与の臨時特例・減額措置による支給額の減少や海外事務所の見直しとしてコペンハーゲン事務所、バンクーバー事務所を駐在員不在の拠点としたこと等により、前年度比0.46%減となり、23年度の効率化実績と合わせた年平均で4.33%の削減を達成した。これは第三期中期計画で定めた効率化目標(毎年度平均で前年度比1.15%以上の減)を大幅に上回っている。

財務面については、24年度の国の財政負担によらない収入(自己収入)が、前年度から3,276万円増加し34億490万円となった。ジェットロ会員勧誘強化、「海外投資実務講座」の開催都市拡充、出版物の記事販売強化、アジ研による夏期講座の大阪開催など自己収入拡大に向けた個別の取り組みを実施している。

(3) 業務の実施状況

第三期中期計画に基づく重点3本柱である(i)中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援、(ii)対日投資促進、(iii)アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等の、全ての分野において商談・成約・相談件数、ウ

ウェブサイトのアクセス・ダウンロード件数、ユーザーへの役立ち度などの定量的目標値を大きく上回る実績を上げている。また、成功事例や評価事例などの具体的なアウトカムも数多くの案件が報告されており、定性的目標も達成している。

一方、昨年秋の中国での反日デモ発生時には、ビジネスへの影響について、国内外の事務所で外部からの相談に対応するとともにウェブサイトで最新の情報提供に努めるなど突発的な事象に対しても機動的な事業展開を行っている。

更に、東日本大震災に関しては、被災企業の海外ビジネス支援や海外企業の被災地域への投資促進などの震災対応事業を前年度に引き続き行った。なお、第三期中期目標や24年度目標に定量目標は設定されていないものの、長期的視点に立ち重要度が高い事業を「挑戦的事业」として実施するなど新たな取り組みを行っている。

また、機構の事業をより多くの企業に活用して貰うために、企業との接点の多い日本商工会議所、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫や地方銀行等との連携強化に努めている。

(4) 各種指摘事項への対応

「独法の事務・事業の見直しの基本方針」などの閣議決定等により指摘された事項を中心に、フォローアップ監査を行ったところ結果は以下のとおり。

i. 給与水準の適正化

○24年度の人件費について削減目標は課されていないが、「臨時特例・給与減額支給措置」等によって、前年度比5.7%減となった。

○24年度のラスパイレス指数（地域学歴勘案）については108.6と前年度比1.7ポイントの減となった。

◎ラスパイレス指数の低減に向けて、特定部署における一般管理事務を行う一般職職員や常勤嘱託員を増やすなど雇用形態の多様化等を行い工夫している。引き続き不断の取り組みを続けていくことが必要である。

ii. 随意契約の見直しを含めた入札・契約の状況

○24年度の随意契約比率は、金額5.3%（目標8.6%）、件数で11.7%（目標12.1%）となり、いずれも目標を達成した。

随意契約の内容は展示会出展契約、供給元が一つのデータベース契約、事務所の借館契約などやむを得ないものに限定されている。

なお、一般競争入札に占める一者応札の割合は24年度には24.4%と

前年度（21.1%）を上回ったが、これは新システム基盤対応等のためのデータベース改修など既存システムと関連したシステム調達案件が多数あったこと、中小企業の海外支援のための海外展示会の出展に係る設計監理業務の入札が前年度より増加し、公告時期や業務履行期間が重なるものが多かったことなどが主な要因である。

◎職員の随意契約に対する認識が深まったことが目標達成に寄与している。今後も一者応札の減少に向けて、「契約監視委員会」の意見も参考にして種々工夫していくことが必要である。

iii. 保有資産の見直し

○(財)海外貿易開発協会への貸付金7億円を国庫納付した。大阪本部の借上げ保証金約67億円については、預託先と返還交渉中である。

○不要財産の国庫納付が決まっている対日投資・貿易ワンストップサービスセンター3施設については、大分については譲渡収入を国庫納付済み。愛媛と北九州について25年1月の入札が不落となったため、再度の入札を準備中である。

○職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等による宿舎の削減指示に基づき、首都圏に保有又は借上げている宿舎数を現状の148戸から今後5年かけて97戸に削減することになったが、それに伴い保有する宿舎数は現状の87戸から71戸に削減することになった。

◎処分が決まっている保有資産については、早期処分に努めることが必要である。

iv. 内部統制

○理事長は法人のミッションを全役職員と共有するために、定期的会議、各種会合や国内外の出張の機会を通じて、ジェトロを取り巻く国内外の情勢、経営理念、行動規範などを積極的に役職員に伝えている。

○総務部は内部統制の重要性やコンプライアンスを徹底させるための各種研修を実施し、コンプライアンスの基本となる各種規程類については積極的な見直しを行っている。

○監査室は本部のみならず、国内外の事務所においても定期的にモニタリング活動を実施している。

◎内部統制については、職員のモチベーション向上も勘案しながら、常に見直しを行って一層の充実・強化に取り組んでいくことが不可欠である。

以上